

(写)

龍ヶ崎市火入れに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第23号

龍ヶ崎市火入れに関する条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市火入れに関する条例（昭和59年龍ヶ崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可の対象期間)</p> <p>第6条 火入れの許可の対象期間は、1件につき<u>規則で定める期間内</u>とする。</p> <p>(防火帯の設置)</p> <p>第11条 火入責任者は、<u>規則で定める要件を満たす防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。</u></p> <p>2 省 略</p> <p>(火入従事者)</p> <p>第12条 火入者は、火入れに当たっては、1回の火入れの面積に応じ、<u>規則で定めるところにより火入れの作業に従事する者</u>（以下「火入従事者」という。）を配置しなければならない。</p>	<p>(許可の対象期間)</p> <p>第6条 火入れの許可の対象期間は、1件につき<u>6日以内</u>とする。</p> <p>(防火帯の設置)</p> <p>第11条 火入責任者は、<u>火入地の周囲に幅5メートル以上（火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある場合における風下に当たる部分については10メートル以上）の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。</u></p> <p>2 省 略</p> <p>(火入従事者)</p> <p>第12条 火入者は、火入れに当たっては、1回の火入れの面積に応じ、<u>次のとおり火入れの作業に従事する者</u>（以下「火入従事者」という。）を配置しなければならない。</p> <p>(1) <u>0.5ヘクタールまでは10人以上</u></p> <p>(2) <u>0.5ヘクタールを超える場合にあっては、その超える面積0.5ヘクタールにつき5人を前号の人数に加えて得た人数以上</u></p>

- 2 省 略
3 省 略

(火入れの中止)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表された場合又は林野火災注意報、林野火災警報若しくは火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

- 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されたとき、又は林野火災注意報、林野火災警報若しくは火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

- 2 省 略
3 省 略

(火入れの中止)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表された場合又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

- 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されたとき、又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。